

林業循環成長対策森林整備事業費補助金（間伐材生産・ 低コスト再造林対策）事務取扱要領

令和 5 年 5 月 23 日付け森経第 160 号林政部長通知

令和 6 年 4 月 1 日付け 森経第 70 号

一部改正 令和 6 年 4 月 10 日付け 森経第 755 号

一部改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 森経第 182 号

第 1 総則

林業循環成長対策森林整備事業費補助金（林業・木材産業循環成長対策交付金）による間伐材生産及び低コスト再造林対策に係る事務の取扱については、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号。以下「県規則」という。）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日付け林第 7 号林政部長通知。以下「県要綱」という。）、岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成 18 年 4 月 1 日付け林第 65 号林政部長通知「県確認要領」という。）、岐阜県森林整備事業検査要領（平成 13 年 4 月 2 日付け森第 2 号農山村整備事務所整備局長通知。以下「県検査要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 事業内容等

1 補助対象

補助対象については、国交付要綱、国実施要領で定めるところによる。

2 事業実施主体

事業実施主体については、国交付要綱で定めるところによる。

第 3 採択基準

1 採択基準について

採択基準については、国実施要領で定めるところによるほか、以下による。

（1）間伐材生産

ア 事業実施主体毎において、当該年度に実施する全施行地における伐採木の搬出材積の合計を施行地面積の合計で除して得た値が 1 ヘクタール当たり 10 立方メートル以上であること。

イ 国実施要領の別表 2 の I の 1 の 1 の（1）の⑥に規定する「地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合、又は施業体系から 20%未満とすることが適切であると判断される場合」については、事業実施前の林分が密度管理図上で収量比

数が 0.95 を超える極めて密な状況であって、急激に疎開することによって気象災等を招くおそれがあるような場合とし、この場合において、事業実施主体は、施行地を所管する農林事務所長（以下「所長」という。）に対して、その状況を証する調査野帳等を整えて協議を行い、所長がその必要性を認める場合に限り、補助金の申請を行うことができるものとする。

ウ 国実施要領の別表 2 の I の 1 の 1 の（1）の⑧のただし書き以下については、前回の施業において伐採率を 20%未満とすることが適切であると判断され 10%以上 20%未満の伐採が行われた保育間伐、間伐又は更新伐の施行地に限り、その実施から 5 年を経過していなくても実施することができるものとし、この場合において、事業実施主体は、施行地を所管する所長に対して、その内容を証する関係書類を整えて協議を行い、所長がその必要性を認める場合に限り、補助金の申請を行うことができるものとする。

エ 国実施要領の別表 2 の I の 1 の 1 の（1）の⑧の「早期に実施する必要があると認められる場合」については、事業実施予定年度の前々年度以降に県に対して被害報告が提出されており、かつ市町村等から早期の事業実施が要望されている施行地に限り、その実施から 5 年を経過していなくても実施することができるものとし、この場合において、事業実施主体は、施行地を所管する所長に対して、その内容を証する関係書類を整えて協議を行い、所長がその必要性を認める場合に限り、補助金の申請を行うことができるものとする。

オ 森林経営計画対象森林においては、計画に記載された間伐を対象とする。なお、森林経営計画が作成されていない森林において行う間伐については、原則として、12 齢級以下であること。なお、13～18 齢級のスギ・ヒノキ・カラマツの人工林であって、かつ事業実施前の林分において、樹高に対する成立本数が岐阜県森林整備事業実施要領の運用について（平成 21 年 4 月 17 日森第 105 号林政部長通知。以下「県森林整備運用」という。）の別表に示す基準以上の場合もしくは密度管理図上で収量比数が 0.95 を超える極めて密な状況である場合とし、この場合において、事業実施主体は施行地を所管する所長に対して、その状況を証する調査野帳等を整えて協議を行い、所長がその必要性を認める場合に限り、補助金の申請を行うことができるものとする。

カ 国実施要領の別表 2 の I の 1 の 1 の森林作業道の整備については、伐倒・搬出を行う事業実施主体が、同一事業年度に同一施行地で行うものとし、構造が岐阜県森林作業道作設指針（平成 23 年 5 月 17 日付け森第 190 号林政部長通達。以下「作業道作設指針」という。）の定める構造を有する森林作業道の開設であり、林業循環成長対策森林整備事業費補助金（路網整備）事務取扱要領（令和 5 年 5 月 23 日付け森第 159 号林政部長通知。以下「県路網要領」という。）第 3 の（1）の要件を満たすものであること。

キ 国実施要領の別表 2 の I の 1 の 1 の（2）の②の鳥獣害防止施設等の整備については、クマ・シカ防除用のネット等取付であって、1 ha 当たり 300 本以上実施し、ネット等の高さが 140cm 以上、根張り部分が隠れるように設置されたものを補助対象とする。

(2) 低コスト再造林対策

ア 事業実施主体は、被害森林の伐倒をする場合は、事業計画書の提出に先立ち、被害森林であることの資料を整えて所長に協議のうえ、承認を受けたものであること。

イ 植栽に係る苗は、コンテナ苗に限る。ただし、植栽しようとする樹種のコンテナ苗の県内生産本数が植栽本数に対して不足する場合はこの限りではない。

ウ 国実施要領の別表2のⅡの1の1の森林作業道の整備については、一貫作業システムによる人工造林、低コスト造林又は下刈りと同一事業年度に同一施行地で行うものとし、構造が作業道作設指針の定める構造を有する森林作業道の開設であり県路網要領第3の(1)の要件を満たすものであること。

エ 国実施要領の別表2のⅡの1の1の鳥獣害防止施設については、シカ防除のための防護柵又は幼齢木保護、忌避剤散布のいずれかを補助対象とする。

第4 事業計画書の提出

- 1 事業実施主体は、市町村長と密接な連絡を保ちながら事業計画書（別記第1-1号様式又は別記第1-2号様式）、位置図（第6の1の(3)に準ずる。）、施業図（第6の1の(4)に準ずる。）を別記第2号様式に添えて所長に提出するものとする。
- 2 所長は、提出された事業計画書の写しを取りまとめるうえ森林経営課長（以下「課長」という。）に提出するものとする。

第5 事業計画書の承認

- 1 課長は、第4に基づき提出された事業計画書の写しを審査のうえ、適当と認める場合はその旨所長に通知するとともに、予算の範囲内で農林事務所ごとの予算配分を行うものとする。
- 2 前項の通知を受けた所長は、事業計画書の承認を事業実施主体に通知するものとする。
なお、市町村との情報共有を行うため、関係市町村長に事業計画書の写しを提出するものとする。

第6 補助金交付申請

- 1 県要綱第4条の規定による申請書（県要綱別記第1号様式）に次の書類を添付して交付申請を行うものとする。
 - (1) 事業計画書（別記第1-1号様式又は別記第1-2号様式）
 - (2) 収支予算書（別記第3号様式）
 - (3) 位置図（岐阜県森林整備事業実施要領（平成13年4月2日付け森第1号農山村整備局長通知。以下「県森林整備要領」という。）第7の2の(3)に準ずる。）
 - (4) 施業図（県森林整備要領第7の2の(4)に準ずる。）
 - (5) 委任状及び精算依頼書（写）（県森林整備要領第7の2の(6)に準ずる。）（代理申請の場合に限る。）
 - (6) 国実施要領の別表2のⅠの1の1の(1)の③の規定による場合は、森林経営計画の作成に関する同意書（県森林整備要領第7の2の(12)のア又はイに準ずる。）

- (7) 国交付要綱第28の(5)に規定する誓約書
- (8) 国実施要領第1の4の(2)に規定するチェックシート
- (9) 環境負荷低減チェックシート(林業事業者等向け)(別記第13—1号様式)又は環境負荷低減チェックシート(その他民間事業者・自治体等向け)(別記第13—2号様式)

2 事業実施主体は、補助金の交付申請、請求、補助金受領について、代理人に委任できるものとし、その場合における代理申請の取扱いについては、森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知)、県森林整備要領、県森林整備運用の規定に準じるものとする。

第7 補助金の交付決定

所長は、事業実施主体から交付申請書の提出があった場合には、内容を審査のうえ、県規則第5条に基づき、速やかに補助金の交付を決定し、以下の条件を付した交付決定通知(別記第4号様式)により通知するものとする。

- (1) 補助事業に係る規則、要綱、要領、その他関係通達等に従わなければならない。
- (2) 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を森林以外の用途に転用(事業実施箇所を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。)する行為又は事業実施箇所の地上の立木の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、公用、公共等やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の返還の減免につき、所長に協議することができるものとする。
- (3) 補助事業により開設等をした作業道については、事業完了後も、適切に管理するとともに補助金の交付目的に従って使用しなければならない。
- (4) この補助金の申請、決定通知書及び実績報告に関する書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (5) 消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還すること。
- (6) 事業実施主体からの委任を受けて代理申請を行った者は、この補助金を受領したときは遅滞なく当該事業実施主体に配付すること。
- (7) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争等に付し、又は随意契約をすることができるものとする。
- (8) 上記(7)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、指名

停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第8 補助金交付の変更申請

事業実施主体は、補助金交付決定通知を受けた後に計画変更等により当該補助金額の変更が生じた場合は、速やかに補助金交付変更申請書に第6に定める書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、補助金額の20%以内の減額については、これを省略することができるものとする。

第9 補助金の交付決定の変更

所長は、第8の書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金額を変更するものと認めたときは、変更交付決定通知（別記第5号様式）により事業実施主体に通知するものとする。

第10 事業の着手

- 1 事業の着手は、原則として交付決定後に行うものとする。ただし、当該年度内において止むを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は、予めその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別記第6号様式）を所長に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業に着手したときは、すみやかに事業着手届（別記第7号様式）を所長に提出するものとする。
- 3 事業内容に森林作業道の開設を含む場合には、県路網要領第10の3から5を準用する。

第11 事業計画の変更等

- 1 事業計画の変更については、以下によるものとする。

（1）重要な変更

事業実施主体は、交付決定通知受理後において、事情の変化等により次の変更が生じた場合には、変更事業計画書（別記第1-1号様式または別記第1-2号様式）を作成し所長の承認を受けるものとし、所長は、承認をした場合は、その内容を課長に報告するものとする。

ア 補助金額の20%を超える増減が生じる場合

（2）軽微な変更

上記（1）に該当しない場合であって、次の場合にあつては、変更事業計画書を作成のうえ所長と協議し、その指示を受けるものとする。

ア 補助金額の増額が生じる場合

イ 施行地の追加及び廃止を行う場合

ウ 間伐材生産においては、事業実施面積の過半から搬出することが困難となる場合

エ 事業計画に関連条件整備活動等（関連条件整備、機械器具の整備、森林作業道の開設、鳥獣害防止施設）を含む場合において、関連条件整備活動等の内容の追加又は

廃止が生じる場合（森林作業道の路線の追加にあつては、県路網要領第 11 に準じて手続きを行うものとする。）

（3）災害による変更

上記（1）に該当しない場合であつて、事業の実施中において災害その他の災害を受けた場合は、速やかに災害報告書（別記第 8 号様式）を所長に提出し、事業計画の変更について協議するものとする。

- 2 前項により事業計画の変更を行った場合、所長は、市町村との情報共有を行うため、関係市町村長に変更後の事業計画書の写しを提出するものとする。

第 12 補助金の概算払及び前金払

事業実施主体は補助金の概算払又は前金払を受けようとするときは、概算払・前金払請求書（県要綱別記第 13 号様式）に施行箇所別概算払・前金払内訳表（別記第 9 号様式）を添えて所長に提出するものとする。

第 13 実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了したときは、県規則第 13 条に基づき、実績報告書（県要綱別記第 6 号様式）に次に掲げる書類を添えて所長に提出するものとする。

- （1）事業実績書（別記第 1－1 号様式及び別記第 1－1 号様式附表又は別記第 1－2 号様式及び別記第 1－2 号様式附表）
- （2）収支決算書（別記第 3 号様式）
- （3）位置図（縮尺 5 万分の 1 程度に施行箇所を示したもの。）
- （4）施業図及び箇所位置図（県森林整備要領別記様式第 7 号、7 号－2）
- （5）全施行地の事業実施前、事業実施中、事業実施後の写真及び木材搬出状況及び低コスト再造林対策においては伐採、造材、集材、地拵え状況の写真（県森林整備運用第 1 の 3 に準じる。）
- （6）搬出材積の証明資料（低コスト再造林対策にあつては、末木枝条の搬出材積とその他の搬出材積を明確に整理した資料）
- （7）伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等（再造林の低コスト化を実施した場合のみ）
- （8）施行管理表（別記第 10 号様式）（施行管理表における標準地の取扱いについては県森林整備運用第 1 の 1 の（3）に準じる。）
- （9）請書等の写し及び検査調書（別記第 11 号様式）の写し（補助金に係る事業の一部又は全部を請負に付して実施した場合のみ）
- （10）実行経費を算出した資料（直営施工の場合のみ）
- （11）機械器具の整備実施内容（機械器具の整備を実施した場合のみ）
- （12）関連条件整備活動実施内容（関連条件整備活動を実施した場合のみ）
- （13）精算設計書（事業内容に森林作業道の開設を含む場合のみ）
- （14）森林作業道台帳の写し及び森林作業道管理規定の写し（事業内容に森林作業道の開設を含む場合のみ）

(15) 主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定締結等を行った森林かつ原則市町村による 5%以上の嵩上げが実施される森林で実施する再造林の場合は、次の①及び②の書類

①県が別に定める「主伐・再造林推進ガイドライン」に基づく協定書又は推進宣言書等の写し

②市町村による 5%以上の嵩上げが実施されることがわかる書類（当該年度の予算書の写し等）

ただし、事業実施主体（補助を受ける事業体）の所在地が該当市町村外の場合など、5%以上嵩上げの対象とならない場合は、その理由がわかる書類（市町村補助金交付規則等）

①県が別に定める「主伐・再造林推進ガイドライン」に基づく協定書又は推進宣言書等の写し

②市町村による 5%以上の嵩上げが実施されることがわかる書類（当該年度の予算書の写し等）

ただし、事業実施主体（補助を受ける事業体）の所在地が該当市町村外の場合など、5%以上嵩上げの対象とならない場合は、その理由がわかる書類（市町村補助金交付規則等）

(16) 環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）（別記第 1 3—1 号様式）又は環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）（別記第 1 3—2 号様式）

第 14 確認

所長は、第 13 の実績報告が提出されたときは、県確認要領及び県検査要領により、確認を行うものとする。ただし、県検査要領第 3 条第 4 項の規定は適用しないものとする。

現地確認については、森林作業道の開設にあつては全ての路線について確認を行うものとし、間伐材生産、伐倒・搬出、植栽、下刈り及び鳥獣害防止施設にあつては、申請施行地のうち無作為に抽出するその 10%以上に相当する数の施行地を除き、現地確認を省略できるものとする。なお、伐倒・搬出で無作為に抽出した施行地に、鳥獣害防止施設が施行されている場合にあつては、鳥獣害防止施設として抽出する 10%以上に相当する数の施行地に当該施行地を含めることができるものとする。

第 15 部分完了の現地審査について

事業実施主体が申請した施行地の一部又は全部が完了し、事業実施主体から部分竣工届又は竣工届（別記第 12 号様式）の提出があった場合、所長は当該施行地の現地審査を実施することができる。なお、部分竣工届により現地審査を実施した場合における残施行地の現地審査においては、残施行地の中で新たに県検査要領の規定により抽出のうえ現地審査を行うものとする。

第 16 事業の進捗状況

- 1 事業実施主体の長は、所長から事業の進捗状況について報告を求められた場合には、速やかにこれを報告しなければならない。
- 2 所長は、課長から事業の進捗状況について報告を求められた場合には、速やかにこれを報告しなければならない。

第 17 事業実績報告

所長は年度事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は当該年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに管内の事業実績書を取りまとめのうえ、事業実績報告書（別記第 1－1 号様式又は別記第 1－2 号様式）を課長に提出するものとする。

第 18 その他

1 関係法規に基づく許可等

事業実施主体は事業実施にあたり、森林法、砂防法、その他関係法令等に基づく許可等を必要とするときは、当該法令の定めるところにより、当該許可等を得るものとする。

2 関係書類の整備

事業実施主体は、補助事業に係る経理及び処理経過が明確にわかるよう関係書類を整備し、補助事業終了の翌年度から起算して 5 年間保存しておくものとする。

3 森林作業道の開設に係る設計・積算・管理等

事業内容に森林作業道の開設を含む場合においては、県路網要領第 17 から第 20 及び第 23 の規定を準用する。

4 関連条件整備活動内容について

事業内容に関連条件整備活動が含まれる場合は、「定額補助方式の森林整備関係事業における実行経費算出の手引き」による。

5 道路敷にかかる除地の取扱について

事業内容に森林作業道の開設が含まれる場合又は既設の森林作業道が施行地内に含まれる場合については、県森林整備運用第 1 の（7）に準じるものとする。

6 補助事業の周知について

事業実施主体は、事業の実施に先立ち、県森林整備運用第 3 の 1 に準じて確認及び周知を行うものとする。

7 補助率と国費充当率について

低コスト再造林対策における補助率と国費充当率は、次のとおりとし端数は県費とする。但し、実行経費（間接費相当分を除く）が、県が別途定める単価に達しなかった場合は、実行経費（間接費相当分を除く）から県が別途定める単価で示す国費額相当を差し引いた額に県費を充当し、残る額は国費を充当する。

施 業 種			条件 (低コスト施業)	補助率 (%)	国費充当率 ※単価上限あり
一貫作業	被害森林の伐採		－	50	0
	末木枝条集積		達成	85	2/3
			困難		1/2
一貫作業・ 低コスト再造林	再造林	主伐再造林ガイドラインに基づく協定締結等を行った森林かつ原則市町村による5%以上の嵩上げが実施される森林	達成	95	2/3
			困難		1/2
		その他の森林		達成	85
	困難			1/2	
	鳥獣害防止施設等の整備		達成	100	2/3
			困難		1/2
下刈り	下刈り (当事業で 植栽したも のに限る)	主伐再造林ガイドラインに基づく協定締結等を行った森林かつ原則市町村による5%以上の嵩上げが実施される森林	－	95	2/3
		その他の森林	－	85	
関連条件整備活動	森林調査、作業道の整備等		達成	0	2/3
			困難		1/2
機械器具の整備	苗木運搬用ドローン等の購入、賃借、輸送料等		達成	0	2/3
			困難		1/2

なお、間接費相当分については、上記作業ごとに国費及び県費の充当割合以内の額を加算することができる。

附 則

- この要領は、令和5年度事業から適用する。
- 林業成長産業化森林整備事業費補助金（間伐材生産・資源高度利用型施業）事務取扱要領（平成30年4月10日付け森第27号林政部長通知。）は廃止する。ただし、廃止前の要領に基づいて令和4年度までに実施された事業に係る報告並びに令和4年度から繰り越された事業で令和5年度以降に実施されるものに係る執行、報告及び改善措置等に関する規定の適用については、この要領に特段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。
- この要領は、令和6年度事業から適用する。ただし、改正前の要領に基づいて令和5年度までに実施された事業に係る報告並びに令和5年度から繰り越された事業で令和6年度以降に実施されるものに係る執行、報告及び改善措置等に関する規定の適用については、この要領に特段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。
- この要領は、令和6年度事業から適用する。ただし、令和5年度までに実施された事業に係る報告並びに令和5年度から繰り越された事業で令和6年度以降に実施されるものに係る執行、報告及び改善措置等に関する規定の適用については、この要領に特段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。
- この要領は、令和7年度事業から適用する。ただし、令和6年度までに実施された事業に係る報告並びに令和6年度から繰り越された事業で令和7年度以降に実施されるものに係る執行、報告及び改善措置等に関する規定の適用については、この要領に特段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。